

# 令和8年度 第1回 浜松市立丸塚中学校運営協議会

令和8年4月28日(火) 13:30~15:30

会場 丸塚中学校 図書室

司会：山下 孝二(教頭) 記録：石津谷 訓子(CSディレクター)

- 1 開催要件の確認
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 新規委員任命書交付
- 5 自己紹介
- 6 授業参観
- 7 浜松市学校運営協議会規則確認
- 8 議長の選出
- 9 前回会議録・令和7年度協議会自己評価の確認
- 10 熟議(議長： )
  - (1) 令和8年度学校運営の基本方針について(渡瀬校長)
  - (2) 学校いじめ防止基本方針に関わる取組について(平野)
  - (3) 学校運営協議会の自己目標について(山下教頭)
  - (4) 「夢育やらまいか」意見書について(山下教頭)
  - (5) ラーケーションについて(山下教頭)
- 11 今後の予定(山下教頭)
  - ・ 第2回運営協議会 令和8年 9月18日(金) 13:30~
  - ・ 第3回運営協議会 令和8年11月18日(水) 未定(午前中)
  - ・ 第4回運営協議会 令和9年 2月16日(火) 13:30~
- 12 閉会の言葉

# 学校運営協議会 参加者名簿（敬称略）

## ○ 運営協議会委員

いながきほうえん  
・ 稲垣邦圓

さかいりえこ  
・ 酒井里江子

あおきゆい  
・ 青木優衣

おのうえひろし  
・ 尾上弘

すずきあつこ  
・ 鈴木厚子

さとうかすみ  
・ 佐藤香澄

なぐらよしろう  
・ 名倉善郎

ゆやまきみよ  
・ 湯山紀美代

たじませつこ  
・ 田嶋節子

（学校支援コーディネーター）

## ○ 学校職員

わたせますあき  
・ 校長 渡瀬益章

やましたこうじ  
・ 教頭 山下孝二

ひらのだいすけ  
・ 担当教員 平野大輔

いしずやさとこ  
・ CS ディレクター 石津谷訓子

MEMO

## 令和7年度 第4回 丸塚中学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月17日（火） 13時25分から15時00分まで
- 2 開催場所 丸塚中学校 多目的ルーム
- 3 出席委員 稲垣 邦圓、尾上 弘、名倉 善郎、酒井 里江子、  
鈴木 厚子、湯山 紀美代、青木 優衣、劉 志奈、
- 4 欠席委員 田嶋 節子（学校支援コーディネーター）
- 5 学校 渡瀬 益章（校長）、山下 孝二（教頭）、平野 大輔（CS担当教諭）  
石津谷 訓子（CSディレクター）
- 6 傍聴者 なし
- 7 会議録作成者 CSディレクター 石津谷 訓子
- 8 議長の選出

司会の教頭山下から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、尾上委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

### 9 協議事項

- (1) 学校関係者評価について
- (2) 来年度の学校運営基本方針について
- (3) 学校運営協議会の自己評価について

### 10 会議記録

司会から、委員総数9人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

#### (1) 学校関係者評価について

教務主任鈴木から、学校評価アンケート結果に基づいた考察と、今後の課題の報告があり、委員からは以下の発言があった。

- ・ このアンケートでいじめなどの問題があった回答に対して、生徒を特定して事実確認をしているか。（名倉委員）  
→ このアンケートではしていない。年2回行っているいじめ認知アンケートなどで対応している。（渡瀬校長）
- ・ いじめ認知アンケートで出た問題は、全職員で共有しているのか。（鈴木委員）  
→ 緊急性のないものは、週1回のいじめ対策委員会で共有している。（渡瀬校長）
- ・ コスモス教室に行かせてもらっているが、去年に比べて人数が減った。全体的に

見ても学校満足度は向上しているのではないかと思う。(尾上委員)

- ・ アンケート結果で「命の尊厳について指導しているか」でそう思わない先生が7%いる結果が気になった。ゼロになると良いと思う。(劉委員)
- ・ キャリアが長い先生は、色々な経験をしてそのたびに命の尊厳について考えるだろうが、若い先生がどんどん入ってきて認識が失われていく可能性もあるので、そういう面で指導していただけたらと思う。(尾上委員)
  - 分析はしていないが、この時代に命を大事にしていない先生は一人もいないと思う。ただ、教科だけを教えていて学年に所属していない先生もいるため、生徒に直接指導する機会がない先生もいる。次回のアンケートまでに質問の仕方を変更するように検討する。(渡瀬校長)
- ・ 命の尊厳の指導とは、具体的にどんな指導か。(青木委員)
  - 6月の「命の日」に、学校集会や学年集会、また道徳で生命尊重というテーマを扱うなど、あらゆる機会に取り組んでいる。(渡瀬校長)
- ・ 「SNSの利用」で、生徒の自信と保護者が感じている不安との乖離がある。そのギャップを埋めるための対策をしているか。(鈴木委員)
  - SNSのトラブルがあるたびに指導をしていて、生徒も間違っていると分かっているにもかかわらず感情に流されてやっつけてしまっている。多分守っている子は多いと思うが、一部の生徒が繰り返しやっつけてしまう。(渡瀬校長)
- ・ 間違ったことだと分かっているにもかかわらずやっつけてしまうのは、思春期で心も頭も十分に成長できていないからなのか。他国のように法律で16歳未満の使用を制限する時代になってきたのか。(鈴木委員)
- ・ 学校だけでなく、保護者も危機感を持って考えて欲しい。(湯山委員)
- ・ SNSのルールを教えるだけでなく、そのルールを破った先の被害総額や損害賠償等の現実も教えて行かないといけない。(尾上委員)

## (2) 来年度の学校運営基本方針について

校長渡瀬から、来年度の学校経営構想案が提示され、学校運営基本方針の説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・ 生徒一人一人が自分の意見を出し合い、相手の意見を取り入れた上で考えを発展させる。合意形成は難しい課題だと思うが、そこを目指すことが凄いなと思うし、とても楽しみだ。(鈴木委員)
- ・ 「勇気づけのボイスシャワー」とあるが、良い教えや言葉を何度も生徒たちにかけるということはすごく良い手段だと思う。(稲垣委員)
- ・ 部活の在り方が変わっていく中で、先生方の取組や指導の場がどのように変わるのか。(尾上委員)
  - 来年度の9月以降に変わるが、部活での規律を守らせる、忍耐力を養うという指導が難しくなると思うので、教育課程のなかでそういう場を作っていくしかない。(渡瀬校長)

- ・ 先生方の勤務時間や内容も色々大変だと思うが、昨年度よりも改善されたことや、来年度も働きやすく教育に専念できる体制はどのようになっているか。(稲垣委員)  
→ 今年度はテスト作成のプロセスの見直しや、来年度は部活動の地域移行による教材研究時間の確保を引き続き推進する。(渡瀬校長)

以上の協議の結果、全員異議なくこれを了承した。

### (3) 学校運営協議会の自己評価について

- ・ 学校からの説明も細やかで分かりやすく、質疑を経て学校運営への理解を深めることができた。(尾上委員)
- ・ P T Aから離れてしまい情報発信する場が減ってしまったので、個人的には十分にはできなかった。(劉委員)
- ・ ホームページや自治会回覧を通してよく行われた。(鈴木委員)
- ・ このような協議会があることを知らない人もいると思う。認知してもらうには、どのような方法があるのか、自分自身も考えてみたいと思う。(湯山委員)
- ・ 本年度の目標である生徒の生の声を聞くことはできなかったが、生徒の実態に即した支援の在り方を熟議することができた。(酒井委員)
- ・ 学校の課題や各教科からの要望を基にした依頼を聞き、それに合わせた学校支援をしていきたい。(稲垣委員・尾上委員)

以上の協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

### ○ その他報告事項等

教頭山下から、夢育やらまいか事業(C S加算分)についての報告があった。また来年度の運営協議会(全4回)の日程と、第1回運営協議会は令和8年4月28日(火)に開催予定である旨の報告があった。

# 浜松市立丸塚中学校 令和8年度 学校経営構想 R8.4.1

## 1 はじめに

これから子供たちが生きていく未来は、予測困難な時代であり、「VUCA」の時代とも言われている。(変動性 Volatility、不確実性 Uncertainty、複雑性 Complexity、

曖昧性 Ambiguity の頭文字をとって「VUCA」)

しかし、そのような予測困難な社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら自分の可能性を発揮し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していける力の基礎を身に付けられるようにすることが学校の使命だと考える。学校の役割は、まさに2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成なのである。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康まで含めた幸福や生きがいをとらえる「ウェルビーイング (Well-Being)」の考え方が重視されており、誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を意識した教育を推進する必要があると考える。

### ◆国の教育振興基本計画（第4期教育振興基本計画 R5.6.16）

#### 基本方針・コンセプト

「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」

「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」

### ◆はままつの教育（第4次浜松市教育総合計画 R7～R16）

基本理念 「描く夢や未来の実現」

コンセプト 「**主体性**」「**多様性・包摂性**」「**信頼・協働**」

目指すこどもの姿 「自分らしさを大切にするこども」

「他者と協働し、主体的に行動できるこども」

「自己調整しながら、粘り強く取り組むこども」

目指す教職員の姿 「こどもの自分らしさを受け止める教職員」

「愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員」

「専門性と指導力を磨き続ける教職員」

## 2 本校が目指す教育

(1) 丸塚中学校区が目指す子供の姿 「人が好き 学校が好き この街が好き」

(2) 校訓 「誠実」 (真心があって、いつわりなく真面目なこと)

(3) 学校教育目標 「志を持ち 自ら学び 良さを伸ばし合う生徒」の育成

<参考> 佐藤小学校 校訓「創造」

学校教育目標「かがやく子」

～自分らしく、仲間とともに～

蒲小学校 校訓「かがやこう」

学校教育目標「咲かそう 蒲桜」

#### (4) 目指す学校像

「明日も来なくなる丸塚中学校」

～誰もが安心して学ぶことができる居心地の良い学校～  
他者と協働しながら価値の創造に挑み未来を切り開く

赤字 はままつの教育コンセプト

緑字 **最重要事項**

紫字 令和8年度追加項目

#### (5) 目指す生徒像

<知育> 志を持って粘り強く学び続ける生徒

- 授業を大切にし、**主体的**に学習に取り組もうとする意欲あふれる生徒
- 他者との**協働**、学び合いを通して自分の考えを振り返り、深めることができる生徒

<徳育> 自他の良さを認め合い、共によりよく生きる生徒

- 多様性**を認めお互いを尊重し合い、いじめや偏見・差別を許さない生徒
- 正しい判断と勇気ある行動を通して、様々な立場や価値観を受け入れ調和を図ることができる生徒

<体育> 夢の実現に向かって努力し、生きる力を支える心身を磨き鍛える生徒

- 成就感や満足感を積み重ねて、自己肯定感を高めていく生徒
- 命を大切にし、温かな心、強い心、豊かな心を持った生徒

#### (6) 目指す教職員の姿

##### ①心理的安全性が確保されたチーム型組織の形成

◎教職員・生徒一人一人がそれぞれの個性を認め合い(**多様性**)、安心して精一杯自分の力を発揮でき、受け入れられる雰囲気づくり(**包摂性**)に全力を注ぐ。

(特に教師間における心理的安全性の確保に気を配り、**上機嫌で笑顔**で何でも気軽に相談できる風通しの良い職場環境を築いていくことを最優先とする)

※「上機嫌・笑顔」の理由→「人間最大の罪は不機嫌である」ため(文豪ゲーテの言葉)  
「笑い」は免疫力をアップさせ、さまざまな病気の治癒効果を高める。→心身の健康

○他者との良好な人間関係を構築し、円滑なコミュニケーション能力を高めるために、教職員も生徒も「**こころパワーアッププロジェクト(人間関係づくりプログラム)**」を組織的、計画的に実施する。

##### ②生徒理解に努め、生徒・保護者・地域との**信頼**関係を構築できる教職員集団

○分かり合える関係を築くために、下の①～④の姿勢を大切にする。

①受容(×許容) ②共感(×共鳴) ③理解(×賛同) ④信頼(×鵜呑み)

○いじめ・不登校・問題行動の早期発見と早期解決に努める。

○スムーズな「報・連・相」を実現し、機能する学年、教職員集団を目指す。

(学年を超えてサポートできるプロとしての教職員集団を目指す)

○SC、SSW、出身小学校、家庭、学校運営協議会、民生委員との連絡会、青少年健全育成会、等との綿密な情報収集・情報交換を心掛ける。

○「学校だより」「学年だより」及びHPブログによる広報活動を推進する。

##### ③生徒に確かな学力を身に付けさせるための授業改善の推進

○「個別最適な学び」と「**協働的**な学び」を一体的に充実させ、「**主体的**・対話的で深い学び」の実現に向けて授業力を磨き続ける。(→対話的活動の充実)

○学校で学ぶことの意義を理解させ、学習の基礎基本の定着と価値の創造に挑もうとする姿勢を育むことを大切にする。

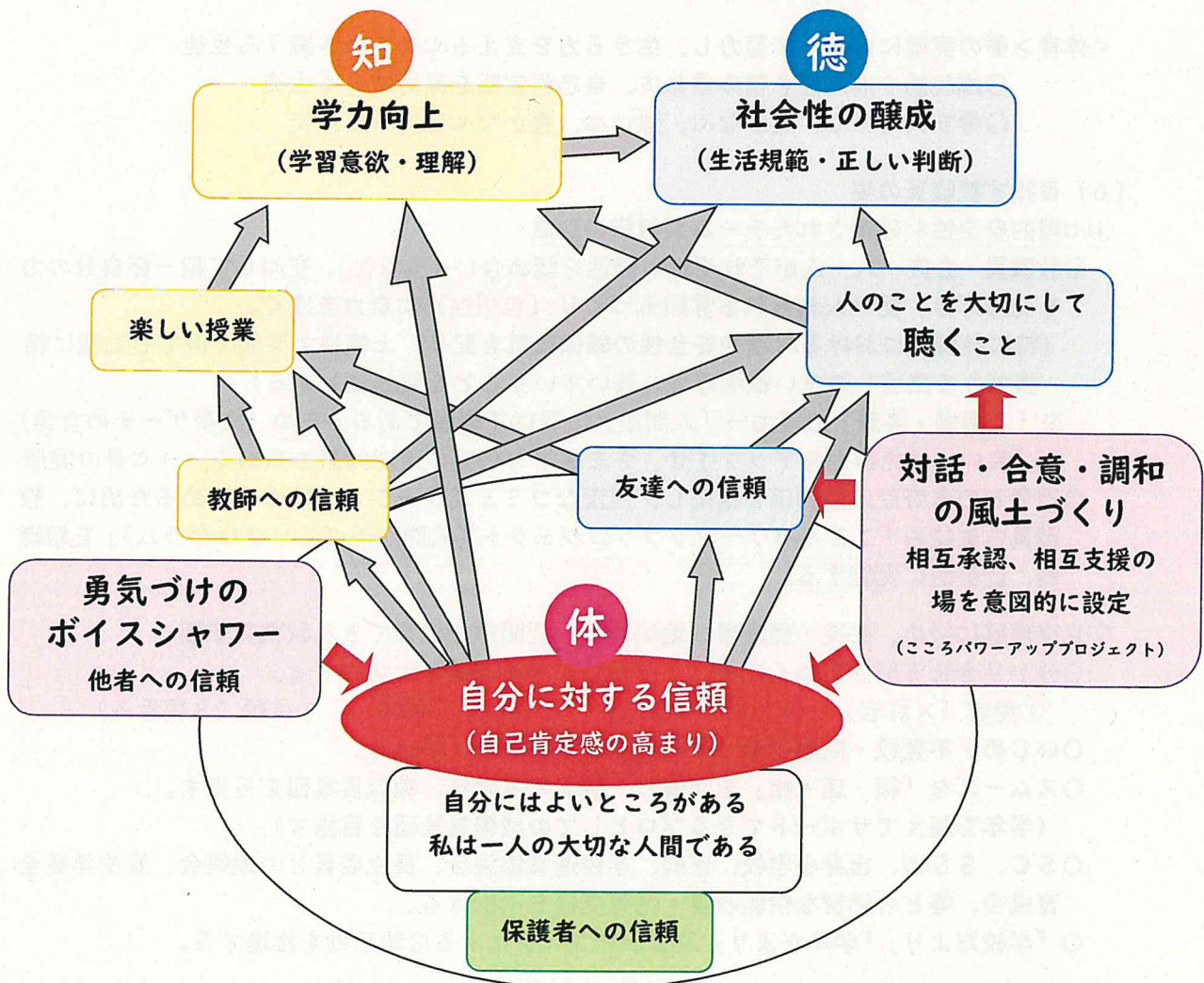
○生徒一人一人に寄り添い、「認め・褒め・励ます指導」を心掛け、可能性を引き出し伸ばす指導を目指す。(勇気づけのボイスシャワー、感謝のボイスシャワー)

○ICT機器を効率よく活用し、「分かる授業、楽しい授業、磨き合う授業」を実現する。

### 3 令和8年度の重点目標

#### ★「対話・合意・調和」の風土づくり

- ① 「対話」とは、お互いの意見を傾聴し、尊重し合う中で相互理解を深めていくこと。対話を通して自己開示・他者理解の場を設定して、新たな気付きや価値、関係性が生まれるとさらに好ましい。【A（自分の願い）+B（相手の願い）→C（新たな気付き・関係性）】
- ② 「合意」とは、複数の人が互いに意見を出し合った結果、それぞれの意見を調整し、全員が納得した上で同じ結論となること。多様性の中から社会全体の「納得解」を生み出す力を育てていくことにつながる。同時にファシリテーション（合意形成に導くための働き）の力も付けていく。
- ③ 「調和」とは、2つ以上の物事が、矛盾・対立したところがなくバランスよく釣り合いが取れ、心地よさを感じている状態。「対話」「合意」を経て、お互いの信頼関係が深まり、居心地がいい環境が確保される。



#### 【参考】対話と会話・議論の違い

「会話」…親しい人同士のおしゃべり（特に相互理解を目的とはしない）

「議論」…自分の意見がいかにか正しいかを論理的に組み立てて主張し説得する行為で、価値観を一つにする方向のコミュニケーション

# 令和8年度 浜松市立丸塚中学校グランドデザイン

**浜松市の目指すこどもの姿**

自分らしさを大切にすることも  
他者と協働し、主体的に行動できることも  
自己調整しながら、粘り強く取り組むことも



**丸塚中学校区の目指すこどもの姿**

人が好き  
学校が好き  
この街が好き

**校訓 「誠実」**

**学校教育目標 「志を持ち 自ら学び 良さを伸ばし合う生徒」の育成**

**目指す学校像 「明日も来たくなる丸塚中学校」**  
～誰もが安心して学ぶことができる居心地の良い学校～  
他者と協働しながら価値の創造に挑み未来を切り開く

**知** 志を持って  
粘り強く  
学び続ける生徒

- ・授業への主体的な取り組み
- ・他者との協働、学び合い
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実
- ・学習の基礎基本の定着
- ・価値の創造に挑む
- ・ICT 機器の効果的活用

**徳** 自他の良さを  
認め合い、共に  
よりよく生きる生徒

- ・多様性を認めお互いを尊重
- ・いじめや偏見を許さない
- ・よりよい人間関係の構築
- ・正しい判断と勇気ある行動
- ・心理的安全性の確保
- ・こころパワーアップ  
プロジェクトの実践

**体** 生きる力を支える  
心身を磨き  
鍛える生徒

- ・成功体験の積み重ね
- ・自分の夢の実現
- ・命を大切にする教育
- ・自己肯定感を高める
- ・温かな心、強い心、  
豊かな心の育成

**キャリア教育** 「人間関係形成・社会形成能力」 「自己理解・自己管理能力」  
「課題対応能力」 「キャリアプランニング能力」

**信頼される学校・教職員**

- ・心理的安全性が確保され、それぞれの個性を認め合い自分の力を発揮できる雰囲気づくり
- ・生徒理解に努め、生徒・保護者・地域とのよりよい信頼関係の構築
- ・生徒に確かな学力を身に付けさせるための授業改善の推進

**家庭・地域・諸機関との協働**

- ・学校運営協議会、民生委員との連絡会、青少年健全育成会等の有効活用
- ・家庭、地域、出身小学校、SC、SSW等、諸機関との綿密な情報収集・情報交換

**令和8年度の重点目標 「対話・合意・調和」の風土づくり**

# 浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針

浜松市立丸塚中学校

## 浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	8
	(1)丸塚中年間指導計画	8
	(2)いじめの未然防止	9
	(3)いじめの早期発見	10
	(4)いじめに対する措置	11
	(5)関係機関との連携	12
	(6)学校における教育相談体制の整備	12
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	13
	(8)いじめが「解消している」状態	13
	(9)「浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	13
3	地域や家庭の役割	13
	(1)地域の役割	13
	(2)家庭の役割	14
第3	重大事態への対処	14
1	重大事態の意味	14

(1)生命心身財産重大事態.....	14
(2)不登校重大事態.....	14
(3)子供や保護者からの申立て.....	15
2 重大事態の調査組織.....	15
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	15
4 調査結果の提供及び報告.....	15
5 その他の留意事項.....	15

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

### 2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

#### (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付くようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

### (3) いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

### (4) 地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

## 1 いじめの防止等のための組織

### (1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

○委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。

○参画する教職員等

- ・校長、教頭、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、(教務主任)、(学年主任)、(学級担任)
- ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家(警察官経験者)等を参画させる。
- ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。

○毎週1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。

○学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。

○重大事態(法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。)の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

### (2)いじめの防止等における教職員の役割

#### ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割

イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割

ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割

エ 校内研修の企画・運営する役割

#### ②教職員の役割

ア 校長 : 「浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。

イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。

ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。

エ いじめ対策コーディネーター(生徒指導主事)  
: いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。また、いじめ対策委員会での司会を行う。

オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。  
生徒や保護者からの訴えがあった場合、対応を指示する。

カ 学年生徒指導担当  
: 学級担任からの情報を収集し、学年主任と連携して、学年全体の実態を把握する。

キ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。



2 いじめの防止等に関する取組  
 (1)丸塚中年間指導計画

	4月	5月	5月	5月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学級	入学式・始業式 学級開き 学びのすすめ・ 生活ガイダンス 集会 授業開き 学活(1年間の目 標CP)	学年こころバ ワーアップ プロジェクト ロジエクト	いじめアン ケート実施 学級運営委員 会	体育大会(縦 断り活動)	学級運営委員 会 学活(1学期 振り返り) 終業式(夏季 休業の過ごし 方)	体育大会(縦 断り活動)	体育大会(縦 断り活動)	体育大会(縦 断り活動) 合唱コンク ール(縦断り編 習・パート 別) 学級運営委員 会	いじめアン ケート実施 合唱コンク ール(縦断り編 習・パート 別) 福祉体験 職場体験 ババママ体験	学級運営委員 会 学年こころバ ワーアップ プロジェクト 終業式 学活(2学期 の振り返り)	学級運営委員 会	新入生説明会 いじめアン ケート実施 学級運営委員 会	学級運営委員 会 修了式 卒業式 学活(年間鑑 り返り)
生徒会	列面式	縦断り始回式			よりよい学校 にするための 話し合い 生徒議会		よりよい学校 にするための 話し合い 生徒議会	生徒議会	生徒議会	学校保健週間 生徒議会	生徒会主催の こころバワー アッププロ ジェクト 生徒議会	生徒議会	3年生を送る 会 生徒議会
教職員	校内研修(基本方 針、組織、いじめ 防止基本方針 策) 校内研修	新学支援委員 会 いじめアン ケート	校内研修	校内研修	校内研修 新学支援委員 会		校内研修	校内研修	いじめアン ケート 校内研修	新学支援委員 会	校内研修 教育課程見直 し	校内研修 教育課程見直 し	校内研修 新学支援委員 会
保護者・地域	入学式 PTA総会(学校 運営・いじめ対策 基本方針説明) 懇話会 学級懇話会	学級運営協議 会 いじめアン ケート実施 いじめ対策 いじめアン ケート	いじめアン ケート実施 健全育成会 会	健全育成会 会 再講演会	三者協議 地域学習会 学級運営協議 会 現生委員と 語る会		健全育成会 会 再講演会	いじめアン ケート実施 いじめアン ケート 学級運営協議 会	いじめアン ケート実施 いじめアン ケート 学級運営協議 会	地域学習会 三者協議		いじめアン ケート実施 学級運営協議 会 現生委員と 語る会 懇話会	
研修	生活部会・いじめ対策委員会(毎週)												
この 日	テーマ「出会い」	テーマ「恐る 期のこころ」	テーマ「命に ついて」	テーマ「多様 性の理解」	テーマ「悪い やり や」	テーマ「悪い やり や」	テーマ「悪い やり や」	テーマ「悪い やり や」	テーマ「悪い やり や」	テーマ「多様 性の理解」	テーマ「コ ミュニケー ション」	テーマ「恐る の気持ち」	テーマ「1年 の振り返り」
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

## (2)いじめの未然防止

学校教育目標「志を持ち 自ら学び 良さを伸ばし合う生徒の育成」の具現化を目指し、「生徒一人一人に寄り添い、認め・褒め・励ます」と「職員研修を軸に学び続ける教師、共に学び伸ばしあう教師集団」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

### 具体的な取組

年度当初に、各クラス独自の「誰もが暮らしやすい教室にするための三箇条」を制定し、それらを意識して、1年間生活をする。また、6月には、こころの日を「命を考える日」とし、命について生徒に考えさせるような講話を行う。

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

4月	・生徒を中心に、いじめについて考える場を設定し、各クラス独自の「誰もが暮らしやすい教室にするための三箇条」を制定する。
6月	・こころの日のテーマを「命を考える日」として、教師の説話を聴くことにより、命の大切さを学ぶ。

イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。

4月	・対面式において、人間関係作りゲームを実施する。 ・学年ごとに、こころパワーアッププロジェクトを実施する。 ・学校行事や校外学習を通して、集団作りとルールの涵養をする。 ・学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）する。 ・学びのすすめ集会や生活ガイダンスの実施によるルールの共通理解をする。
学期末	・キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定をする。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案授業と事後研修（授業改善と自己指導能力「自己存在感、自己決定の場を与えるための授業」）を行う。</li> <li>・授業研究と事後研修（主体的・対話的で深い学びと自己指導能力「共感的人間関係を育成するための授業」）を行う。</li> </ul>
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
学期初	・「はままつマナー」を紹介し、読み聞かせを行う。
5月	・「情報モラル」をテーマとして扱った道徳の授業の実施
6月	・「命」をテーマにした道徳の授業を実施する。
7月	・「はままつマナー」を活用した日々の振り返りを行う。
9月	・「協力」をテーマにした道徳の授業を実施し、体育大会につなげる。
10月	・「感謝」をテーマにした道徳の授業を実施し、学芸発表会につなげる。
11月	・「公正・公平」をテーマにした道徳の授業を実施する。
12月	・「はままつマナー」を活用した日々の振り返りを行う。
1月	・「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業を実施する。
2月	・「思いやり」をテーマにした道徳の授業を実施する。
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
7月	・こころの日のテーマを「多様性の理解」とし、教師及び外部の方の講話を聴いたり、生徒同士で交流活動をしたりすることで、多様性について学ぶ。
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉体験（1年生）を実施する。</li> <li>・職業講話（2年生）を実施する。</li> <li>・パパママ体験（3年生）を実施する。</li> </ul>
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
4月	・生徒会主催の対面式による仲間づくりを行う。
5月	・互いを認めたり、社会性を育てたりする場として、修学旅行（3年生）・野外活動（2年生）を実施する。
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の生き方について考える生き方講演会を実施する。</li> <li>・進路や生き方について考える総合的な学習、体験学習を実施する。</li> </ul>
10月	・縦割り活動を取り入れた体育大会を実施する。
11月	・互いを認め合い、よりよい学級風土をつくる場として、合唱コンクールを実施する。
1月	・自己の在り方について考える総合的な学習、立志式（2年生）を実施する。

### (3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的

に認知する。

- 教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- アンケート調査は次のように実施する。
  - ア 実施時期・実施回数
    - ・定期アンケート調査：年間3回程度
    - ※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。
  - イ 実施方法・検証
    - ・進め方について「生徒指導主事（いじめ対策コーディネーター）」から説明する。
    - ・家庭（学校）で実施する。
    - ・実施後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。
    - ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。
    - ※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。
  - ウ 保存
    - ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。
- 個人面談は次のように実施する。
  - ア 実施時期・実施回数
    - ・定期個人面談：いじめアンケート後に、実施する。（3年生の3学期については、必要のある生徒のみ実施する）
    - ※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。
  - イ 実施方法・検証
    - ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。
  - ウ 記録の保存
    - ・教職員が得た情報を5年間保存する。
- アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。
- 法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

#### (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするとき

は、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。

- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

#### (6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復

と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。

○いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

#### (7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

#### (8) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

#### (9) 「浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立丸塚中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### 3 地域や家庭の役割

#### (1) 地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

## (2) 家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
  - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
  - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

## 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和7年4月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

### 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

#### (1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

#### (2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

### (3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

## 2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

## 3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

## 4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

## 5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

(様式1)

学校番号 (小・**中**) 22)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(丸塚中) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- 2期目を迎える令和7年度は、中学校区で共有するボランティア人材を生かし、学校の課題や各教科からの要望を基にした学校から地域への依頼を積極的に聞き、それに合わせた学校支援活動を進めていく。
- 委員が生徒と直接話したり、意見を聞いたりする機会(生徒会や学級運営委員会の場)をつくり、生徒の生の声を聞く中で協議会ができることを検討していく。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ **ア** よくできた    イ できた    ウ あまりできなかった    エ できなかった  
(理由)

- ・ 学校からの説明が丁寧でわかりやすく、内容に対する委員からの質問に対する質疑を経て理解・共有を深めることができた。
- ・ 委員からの質問に対して細やかな説明があり、学校運営への理解が深められた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ **ア** よくできた    イ できた    ウ あまりできなかった    エ できなかった  
(理由)

- ・ ボランティア人材が学校へ十分に支援できるよう、協議することができた。
- ・ 学校支援活動について学校からの説明に基づき、家庭、地域でどのような手立てが必要かを協議するなど、熟議をすることができた。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った    **イ** 行った    ウ あまり行わなかった    エ 行わなかった  
(理由)

- ・ P T Aや地域へ学校からの情報が自治会回覧を通してよく行われていた。
- ・ ブログ、学校だより、議事録などにより、情報発信ができた。
- ・ 生徒の生の声を聞くことは実現しなかったが、生徒の実態に即した支援の在り方を熟議することができた。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- 中学校区で共有するボランティア人材を生かし、学校の課題や各教科からの要望を基にした学校から地域への依頼を積極的に聞き、それに合わせた学校支援活動を進めていく。
- 委員が生徒と直接話したり、意見を聞いたりする機会(生徒会や学級運営委員会の場)をつくり、生徒の生の声を聞く中で協議会ができることを検討していく。

(様式1)

令和8年 月 日

浜松市立丸塚中学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 尾上 弘 様

浜松市立丸塚中学校運営協議会  
会長 稲垣 邦圓

### 夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年4月28日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見



# はじまるよ！ ラーケーション

家族でつくる、特別な学びの日

ラーケーションとは…

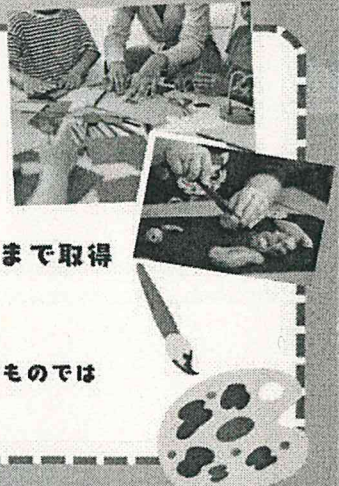
学び（ラーニング）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語で、平日に校外等で、子供たちが興味・関心に応じた学びを、保護者等と一緒にする日です。

## ラーケーション の目的



第4次浜松市教育総合計画では、コンセプトの一つに「主体性」を掲げています。子供たちが、平日に保護者等とともに学校外で体験的・探究的な活動を行うことにより、主体的に学び課題を発見して解決する力の育成を応援するものです。

## 取得日数



- ・1年に3日間（1日単位）まで取得できます。
  - ・「欠席」にはなりません。
- ★必ず取得しなければいけないものではありません。

## 取得方法



- ・さくら連絡網を使って、取得日の1週間前までに申請します。
- ・さくら連絡網に未登録のご家庭は、下の二次元コードから申請書をダウンロードして、学校に提出してください。学校からの連絡をもって「承認」となります。

## 留意点



- ・必ず保護者等（※）と一緒に活動をしてください。
- ・※父母、祖父母、成人した兄弟、その他親族、同居者
- ・各学校で設定されている「利用できない日」には、取得することができません。
- ・休んだ日の授業内容は、家庭での自主学習で補ってください。
- ・給食費の返金は行いません。
- ・「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付金制度は適用されません。



## ラーケーションに関するQ & A

**Q** いつから始まりますか？

**A** 令和8年5月1日以降、準備ができた学校から始まります。

**Q** どのように申請すればいいですか？

**A** さくら連絡網を使って申請します。申請方法の詳細は、4月上旬にお知らせします。

**Q** どのような活動内容なら申請することができますか？

**A** 例として以下のようなものが考えられます。

- ・ものづくり(陶芸、竹細工、染物、ガラス など)
- ・農業・自然体験(収穫体験、動植物観察、野外活動、環境学習 など)
- ・芸術鑑賞(美術、演劇、音楽 など)
- ・施設見学(博物館、科学館、水族館、職場、工場、学校 など)
- ・大会・講座参加(スポーツ大会、調理教室、プログラミング教室 など)
- ・家庭学習(進路や職業について考える、日頃できない学習をする など)

**Q** 友達同士で一緒に取得することはできますか？

**A** 子供たちそれぞれの保護者等(※)の同伴があれば可能です。

※父母、祖父母、成人した兄姉、その他親族、同居者

**Q** ラーケーションを取得できない日はいつですか？

**A** ラーケーションを取得できない日が、各学校からお知らせされますので、それをご覧ください。

**Q** 連続して2日間、3日間取得することはできますか？

**A** 可能です。

**Q** 活動内容がラーケーションの趣旨に合わない場合はどうなりますか？

**A** その場合は、「家事・都合」での「欠席」となります。ご不明な点がございましたら、教育総務課までご連絡ください。

## ラーケーションを利用できない日

- ・ 5 / 1 (金) 参観会
- ・ 5 / 12 (火) ~ 14 (木) 修学旅行 (3年のみ)
- ・ 5 / 18 (月) ~ 20 (水) 野外活動 (2年のみ)
- ・ 5 / 28 (木) 全国学力・学習状況調査 (3年のみ)
- ・ 6 / 8 (月)、6 / 11 (木) 校内定期テスト I
- ・ 7 / 17 (金) 1学期終業式
- ・ 8 / 28 (金) 2学期始業式
- ・ 9 / 2 (水) 県学力診断調査 (3年のみ)
- ・ 9 / 4 (金) 県学力診断調査予備日 (3年のみ)
- ・ 9 / 15 (火) 校内定期テスト II
- ・ 10 / 7 (水) 体育大会
- ・ 10 / 8 (木) 体育大会予備日
- ・ 10 / 9 (金) 体育大会予備日
- ・ 10 / 27 (火) プレ合唱コンクール
- ・ 11 / 6 (金) 学芸発表会
- ・ 11 / 12 (木)、13 (金) 校内定期テスト III
- ・ 11 / 17 (火)、18 (水) 学年総合
- ・ 11 / 27 (金) 県学力診断調査 (3年のみ)・市学力調査 (2年のみ)
- ・ 12 / 22 (火) 2学期終業式
- ・ 1 / 6 (水) 3学期始業式
- ・ 1 / 8 (金) 県学力診断調査 (1・2年)、実力テスト (3年)
- ・ 2 / 3 (水) 授業参観 (1・2年のみ)
- ・ 2 / 10 (水) 校内定期テスト IV
- ・ 3 / 18 (木) 卒業式 (2・3年のみ)
- ・ 3 / 19 (金) 修了式